

障害者差別解消法改正に伴う基本方針

《概要》

- ・ 令和3年に障害者差別解消法が改正され、今まで「努力義務」であった、事業者による障害のある人への**合理的配慮の提供**が「義務化」されました。
- ・ 上記内容を踏まえた改正障害者差別解消法については、**令和6年4月1日より施行**されました。

《当社での対応》

- ・ 障害者差別解消法改正により義務化された合理的配慮の提供について、社員とクルー（※1）等が共通認識を持ち、共生社会の実現を目指します。
- ・ 障害のあるお客様やショップクルーから対応を求められた場合や、アトレ社員が本社/各店営業部にて従事する場合、各箇所の負担が過重でない範囲で、一人ひとりの状況や個々の場面ごとに柔軟な対応もしくは解決策を、各箇所の状況（館の設備や特性等）に合わせて、各箇所にて検討します。

《合理的配慮の提供とは》

障害のある人から「社会的なバリアを取り除いてほしい」という意思が示された場合に、その実施に伴う負担が過重でない範囲で、バリアを取り除くために必要かつ合理的な対応をすることです。

《合理的配慮の範囲》

事業者等の事務や事業の目的・内容・機能に照らし、次の三つを満たすものです。

1. 必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られること。
2. 障害のない人との比較において、同等の機会の提供を受けるためのものであること。
3. 事務・事業の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばないこと。

《「過重な負担」の判断》

下記要素を考慮し、個別の事案毎に具体的な場面や状況に応じて総合的/客観的な判断が必要です。

- ① 事務・事業への影響の程度（事務・事業の目的・内容・機能を損なうか否か）
- ② 実現可能性の程度（物理的・技術的制約、人的・体制上の制約）
- ③ 費用・負担の程度
- ④ 事務・事業規模
- ⑤ 財政・財務状況

※1 クルー：アトレでは、出店テナントで働くスタッフやビル管理・清掃・警備等業務を担うスタッフを「クルー」と呼びます。